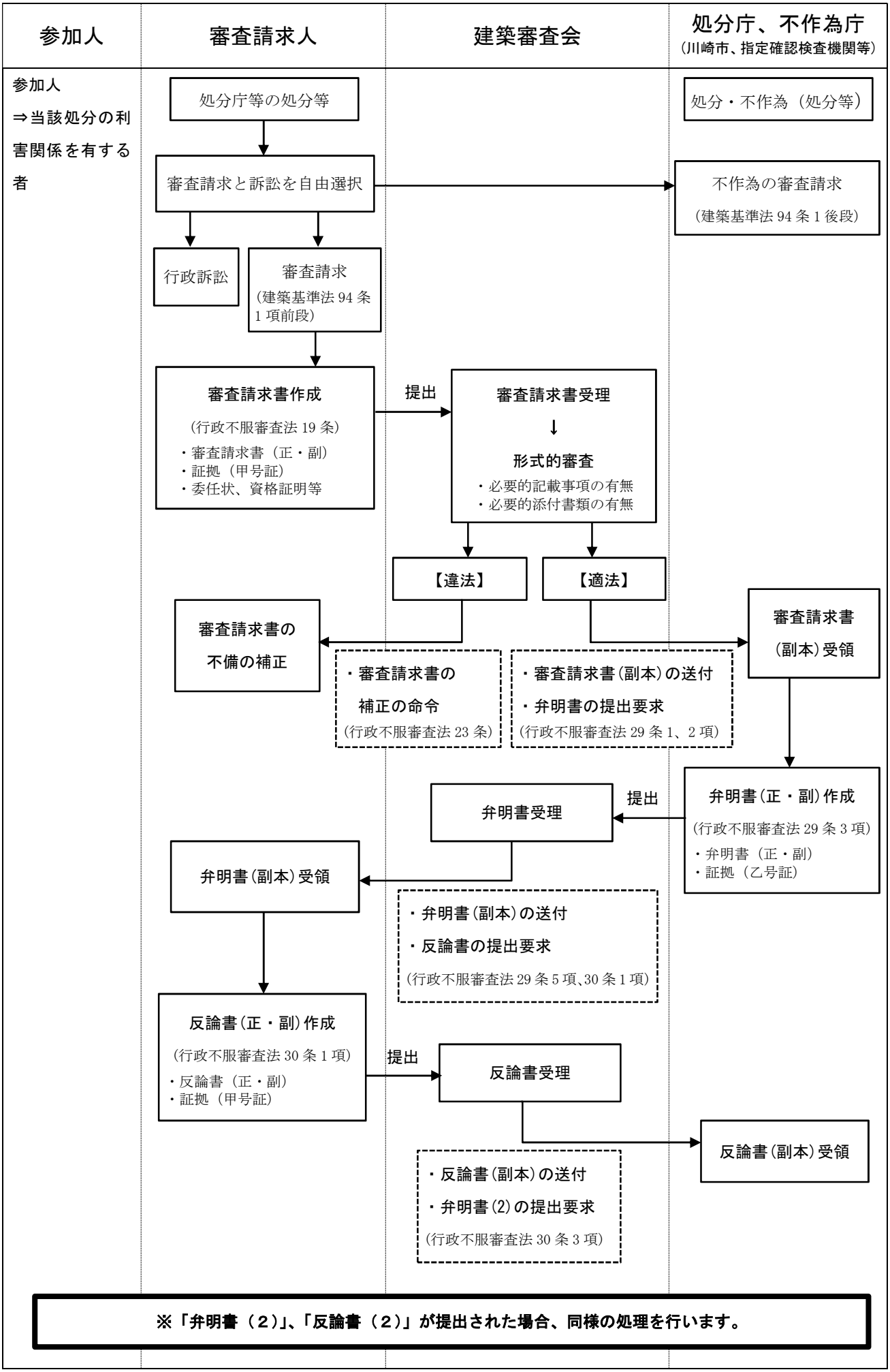
参加人
審査請求人
建築審査会
処分庁、不作為庁
（川崎市、指定確認検査機関等）
参加人
⇒当該処分の利害関係を有する者
処分庁等の処分等
処分・不作為（処分等）
審査請求と訴訟を自由選択
不作為の審査請求
（建築基準法 94 条 1 後段）
行政訴訟
審査請求
（建築基準法 94 条 1 項前段）
審査請求書作成
（行政不服審査法 19 条）
・審査請求書（正・副）
・証拠（甲号証）
・委任状、資格証明等
提出
審査請求書受理
↓
形式的審査
・必要的記載事項の有無
・必要的添付書類の有無
【違法】
【適法】
審査請求書の不備の補正
・審査請求書の補正の命令
（行政不服審査法 23 条）
・審査請求書（副本）の送付
・弁明書の提出要求
（行政不服審査法 29 条 1、2 項）
審査請求書（副本）受領
弁明書（正・副）作成
（行政不服審査法 29 条 3 項）
・弁明書（正・副）
・証拠（乙号証）
提出
弁明書受理
弁明書（副本）受領
・弁明書（副本）の送付
・反論書の提出要求
（行政不服審査法 29 条 5 項、30 条 1 項）
反論書（正・副）作成
（行政不服審査法 30 条 1 項）
・反論書（正・副）
・証拠（甲号証）
提出
反論書受理
反論書（副本）受領
・反論書（副本）の送付
・弁明書(2)の提出要求
（行政不服審査法 30 条 3 項）
※「弁明書（２）」、「反論書（２）」が提出された場合、同様の処理を行います。

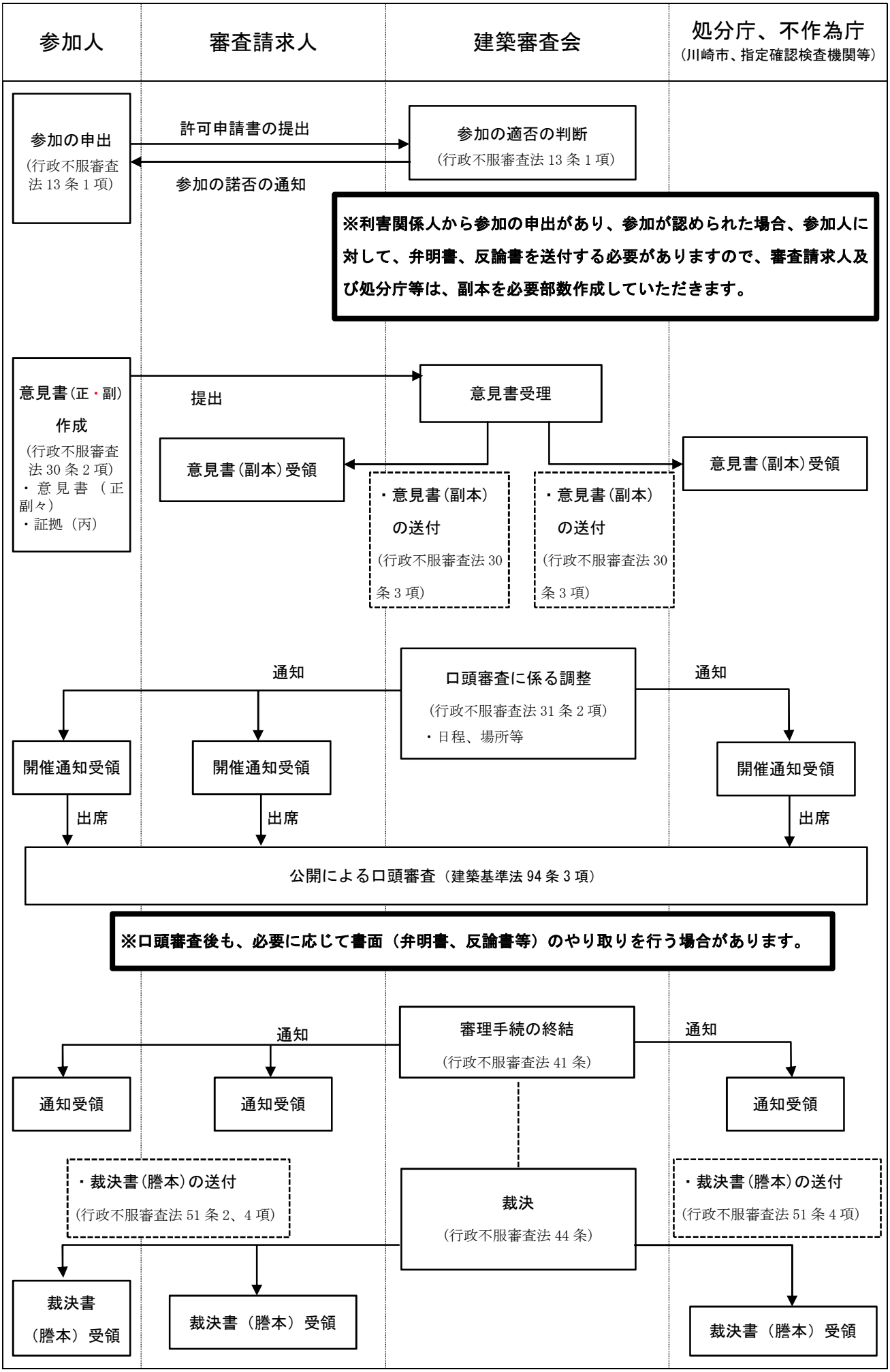
参加人
審査請求人
建築審査会
処分庁、不作為庁
（川崎市、指定確認検査機関等）
参加の申出
（行政不服審査法 13 条 1 項）
許可申請書の提出
参加の諾否の通知
参加の適否の判断
（行政不服審査法 13 条 1 項）
※利害関係人から参加の申出があり、参加が認められた場合、参加人に対して、弁明書、反論書を送付する必要がありますので、審査請求人及び処分庁等は、副本を必要部数作成していただきます。
意見書（正・副）作成
（行政不服審査法 30 条 2 項）
・意見書（正副々）
・証拠（丙）
提出
意見書受理
意見書（副本）受領
・意見書（副本）の送付
（行政不服審査法 30 条 3 項）
・意見書（副本）の送付
（行政不服審査法 30 条 3 項）
意見書（副本）受領
通知
口頭審査に係る調整
（行政不服審査法 31 条 2 項）
・日程、場所等
通知
開催通知受領
開催通知受領
開催通知受領
出席
出席
出席
公開による口頭審査（建築基準法 94 条 3 項）
※口頭審査後も、必要に応じて書面（弁明書、反論書等）のやり取りを行う場合があります。
通知
審理手続の終結
（行政不服審査法 41 条）
通知
通知受領
通知受領
通知受領
・裁決書（謄本）の送付
（行政不服審査法 51 条 2、4 項）
裁決
（行政不服審査法 44 条）
・裁決書（謄本）の送付
（行政不服審査法 51 条 4 項）
裁決書（謄本）受領
裁決書（謄本）受領
裁決書（謄本）受領